平成２１年（フ）第１００８号
東京都立川市柴崎町５丁目５番19号
破産者　山中優美子
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０５０号
東京都多摩市和田３丁目４番地３―503
破産者　木村　京司
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２２０７号
横浜市戸塚区平戸町1212番地62ティーケービル１階
破産者　株式会社スズキ住建
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６５号
岐阜県郡上市高鷲町鮎立3240番地
破産者　株式会社三晶
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３０３号
岐阜市水海道１丁目５番28号
破産者　足立電子工業株式会社
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４０号
三重県松阪市桜町27番地10
破産者　株式会社モーレス
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第４１号
兵庫県姫路市飾磨区今在家２丁目264番地コスモス西飾磨102号室、住民票上の住所三重県松阪市大足町671番地３
破産者　大橋　渉太
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第４５６号
滋賀県甲賀市甲南町深川1460番地の39
破産者　有限会社末永組
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５１３号
京都市左京区八瀬近衛町723番地の56
破産者　株式会社建匠
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７１号
宮崎県西諸県郡高原町大字西麓447番地
破産者　有限会社徳永粘土瓦工業
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２０年（フ）第２４９号
鹿児島県鹿屋市白崎町５番７号
破産者　林　　博代
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第３１４号
山口市阿知須781番地の２
破産者　株式会社吉南土木工業所
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第８０１号
鹿児島県鹿児島市慈眼寺町15番15号
破産者　株式会社宗成建設
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２４０８号
札幌市中央区宮の森２条８丁目４番25―207号
破産者　大瀧　俊郎
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第１３４号
山形県鶴岡市民田字船附15番地
破産者　山口伊三郎
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１４９号
福島市野田町５丁目６番48号　エスポワールＮＯＤＡ306号
破産者　横山　郷彦
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２０年（フ）第９１号
福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入９―１、住民票上の住所福岡県糸島郡志摩町大字芥屋190番地の２
破産者　和田　陽輔
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第７０号
山梨県山梨市市川2874番地の３
破産者　関口　昭彦
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１３９９号
大阪府吹田市江坂町３丁目68番705号、開始決定時の住所大阪市都島区大東町３丁目３番21―203号
破産者　東谷　泰和
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部